

新堀子供会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は新堀子供会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 本会は新堀町会内に居住する少年・少女（小学生）をもって構成し児童の交流をはかり健全な、子供の育成と相互の親睦をはかることを目的とする。

第2章 会 員

- 第 3 条 本会の会員は新堀町会内に居住する小学生とする。

第3章 事 業

- 第 4 条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 青少年保護育成委員と連携をとり、非行化防止対策を確立する。
 - (2) 地区レクリエーション協会の行事に参加し及独自のレクリエーション活動を行う。
 - (3) その他、必要な行事を役員会で決定する。

第4章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | | |
|--------|-----|----|----------------------|----|---------|-----|
| (1) 役員 | 会 長 | 1名 | 育成部長 | 1名 | 副育成部長 | 若干名 |
| | 副会長 | 2名 | 補導部長 | 1名 | 副補導部長 | 若干名 |
| | 会 計 | 2名 | 環境浄化部長 | 1名 | 副環境浄化部長 | 若干名 |
| | 監 査 | 2名 | 専門部会は必要に応じておくことができる。 | | | |
- (2) 役員は町会内各班、男・女1名及役員会で推せんされた人。
 - (3) 役員は役員会で会長を互選とする。
 - (4) 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (5) 役員任期は2年とする。但し再選は妨げない。
 - (6) 役員欠員が生じた時の後任役員任期は残年期間とする。
 - (7) 役員協議により顧問・相談役をおく事ができる。